

## 46. 01

**指定商品又は指定役務の審査に関する運用について**

願書に記載された指定商品又は指定役務は、具体的に以下の方針に基づいて審査を行うものとする。

- |  |
|--|
| <p>1. 願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確で、かつ願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できないときは、その商標登録出願は、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。</p> |
|--|

## [説明]

商第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとする理由

商第6条第1項は、「…使用をする…商品又は役務を指定して…」と規定しており、商標登録出願に際しては商標の使用をする商品又は役務を指定することを要件としている。

そして、この場合の「指定」は、願書に記載する商品又は役務が商標とともに商標登録出願及び商標権の範囲を定めるものであることから、その内容及び範囲は明確であることを要するものである。

したがって、指定商品又は指定役務がその内容及び範囲において不明確である場合は、商品又は役務の「指定」に不備があることとなり、その商標登録出願は本項の要件を具備しないこととなる。

さらに、願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確である結果、当該指定商品又は指定役務が願書記載の商品及び役務の区分に属するか否かが判断できないような場合もあるが、このような場合も商品又は役務の指定が政令で定める区分に従ったものと認定することができないものであるから、結局、その商標登録出願は、商第6条第2項の要件をも具備しないこととなる（注）。

なお、同一の指定商品・指定役務が重複して複数指定されている場合であっても、実質的に一つの商品・役務が指定されたものと判断できることから、そのような場合には、商第6条の要件を具備するものとして扱う。

（注）運用上の要請

指定商品又は指定役務が不明確で、かつ、商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できない場合において、商第6条第1項のみの要件を具備しないものとして拒絶理由を通知すると、後に区分相違が判明した場合には、さらに商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由を通知する必要が生ずることになる。

しかしながら、このような場合において、当初から商第6条第1項及び第2項の両要件を具備しないものとして拒絶理由を通知することとすれば、出願人は指定商品又は指定役務と商品及び役務の区分の両方の補正を同時に行うであろうことが期待できるから、このような運用を行うことは、迅速な審査処理を図る観点からも望ましいものである。

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務は不明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できるときは、その商標登録出願は、第6条第1項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

例えば、指定商品を「第12類 自動車その他本類に属する商品」と記載した場合、指定商品の表示としてはその内容及び範囲が不明確なため認められないが、この場合、指定商品の範囲は、第12類に属する範囲内の商品が指定されているものとして取り扱っており、商品の「指定」は政令で定める区分に従ったものとして運用がなされている。

したがって、このような場合は、商第6条第1項の要件のみを具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

3. 前記1. 又は2. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合、審査官は当該意見書又は物件提出書を斟酌し、補正案を示すなど適切な指定商品又は指定役務に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）。  
出願人が当該手続補正指示に対して何らの対応もしない場合又は的確な補正等を行わない場合は、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

[説明]

例えば、願書に記載された指定商品が、これまで市場において流通していな

い新商品等である場合、どのように商品表示を行うか困難な場合が多々あり得る。

このような場合、出願人はその商品の用途、機能、材料等について説明を行うことは可能であろうが、拒絶理由に対応して直ちに的確な商品に補正することは實際上困難な場合が多いと考えられ、補正がなされていないことをもって直ちに出願人の責に帰して拒絶にすることは酷にすぎるとも考えられる。

そこで、出願人が実質的に商品の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出し、それによって拒絶の理由が解消するものでないとしても、直ちに当該出願を拒絶することはしないものとする。

このような場合、審査官は当該意見書又は物件提出書に記載された商品に関する説明等を十分に斟酌して、審査官名により補正案を示すなど適切な指定商品に補正すべきことを指示するものとする。

これに対し、出願人が何らの対応をしない場合又は的確な指定商品に補正しない場合には、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

なお、審査官は、必要に応じて出願人又は代理人と面接又は電話等により拒絶理由若しくは補正指示等に係る事項の説明若しくはそれらに対する応答について指導・助言を行うとともに、適切な補正書等の提出を促すものとする。

4. 願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従っていないときは、その商標登録出願は、第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分に誤りがある場合、例えば「第9類 携帯電話機」と指定すべきところを「第20類 携帯電話機」と指定したごとく、商品及び役務の区分が政令（商施令（政令）第2条）で定める区分に従っていないときは、その商標登録出願は、商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

5.

①願書に記載された指定商品又は指定役務について材質や用途等の記載がない場合に、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できるときは、その商標登録出願は、第6条第1項及び第2項の要件を具備すると判断する。

②上記①により、第6条第1項及び第2項の要件を具備する場合に、当該指定

商品又は指定役務を他の区分の指定商品又は指定役務に補正又は分割することは、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとする。

[説明]

- (1) 出願において指定された商品・役務の意義は、国際分類に即して定められた商標法施行令別表の区分に付された名称や当該区分に属するものとされた商品・役務の内容や性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品・役務についての説明等を参酌して解釈できる。したがって、材質や用途等の記載がない指定商品又は指定役務であっても、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できる商品又は役務の表示については、明確な商品又は役務の表示と捉えることは合理的であり、そのような解釈をすることに問題はなないと考えられる<sup>1</sup>。

例えば、第6類において「郵便受け」の指定商品が出願された場合に、「金属製郵便受け」は第6類に、「石製郵便受け」は第19類に、「郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）」は第20類に属するように、その材質によって区分が異なるが、このような例は、区分を考慮すれば、上記指定商品は「金属製郵便受け」であると特定できる明確な商品の表示であることから、商第6条の要件を具備するものと判断する。

- (2) 区分を考慮すればその範囲が特定できる指定商品及び指定役務の表示については、その特定される範囲を変更若しくは拡大する補正又は分割は、競願者等の第三者に不測の不利益（事前調査をしてもその出願の権利範囲を予測することが困難等）を及ぼすおそれがあること等に照らせば、補正又は分割を認めないことが適当である。

例えば、「第6類 郵便受け」を「第19類 郵便受け」又は「第19類 石製郵便受け」に補正又は分割する等の手続については、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとする。

---

<sup>1</sup> ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」が毎年改訂されることに伴い、各区分に属する商品・役務の内容及び範囲が度々変更されることがある点については留意が必要である。

6. 国際商標登録出願における不明確な指定商品若しくは指定役務又は商品及び役務の区分に関する取扱いについては、以下のとおりとする。

①指定商品又は指定役務の表示が不明確なものと認められるときは、第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知し、当該指定商品又は指定役務を明確な表示に補正させることとする。

ただし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば、指定されている商品又は役務が重複するものであっても、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

②商品及び役務の区分については、指定通報された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるものは、国際事務局に確認するものとする。

③前記3. の取扱いは、国際商標登録出願の場合についても準用する。

[説明]

(1) 指定商品又は指定役務の表示について、国際分類の類別表、アルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の名称を含め国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の表示によってはその内容及び範囲が明確でないものと認められるときは、商第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知することとし、その内容及び範囲が明確となるようその指定商品又は指定役務を補正させることとする（この場合、国際分類のアルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の表示であっても明確でないと認められるものとは、当面ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表 日本語訳（類似群コード付）」の「\*」欄において「\*」が付されている商品・サービスが該当するものとして運用する。）。

ただし、国際登録において指定されている商品又は役務については、既に国際事務局において分類審査がされていることから、その国際登録で我が国へ通報され国際商標登録出願とみなされたものについては、基本的には、その分類審査を尊重して取り扱うこととし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば指定されている商品又は役務が重複するものであっても、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

(2) 指定商品又は指定役務が商品及び役務の区分に従って記載されているか否かの審査は、既に国際事務局によってなされているので、指定国において再度審査する必要はないものである。たとえ、担当審査官において指定されて

きた区分に対し疑義があっても国際事務局によって特定された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるもののみ国際事務局に確認するものとする。

(注) 本取扱いのうち、5. については、公表の日以降に、一次審査に着手する出願から適用する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第6条（一商標一出願）」の審査基準](#)

(参考)

不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する処理フローの概略

(注) 指定商品又は指定役務が「商品及び役務の区分」に従っていない場合(6条2項)は従来通り運用され変更はありません。

